

## 消費者行政推進会議 第3回ワーキング・グループ 議事要旨

1. 日 時：平成20年4月4日（金）10：30～16：35（12：30～13：30 休憩）

2. 場 所：中央合同庁舎第7号館13階共用会議室

3. 出席者：

○ 委員

川戸委員、阪田委員、佐野委員、島田委員、林委員、原委員、松本委員、吉岡委員  
（以上、8名）

○ 説明者

総務省、金融庁、内閣府、経済産業省

4. 議事次第

- ・関係各省庁の所管する消費者関係法についてのヒアリング①

5. 議事の経過

（1）総務省より、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律について、[資料1](#)に沿って説明。委員の主な質問、コメントは以下のとおり。

- 情報通信分野は消費者の観点が必要であるが、現状は十分ではない。情報通信という業としてみるよりも、消費者との接点が多い新組織に移管した方がいいのではないか。また説明の際に、国際的な観点から総務省において一元的に権限を行使すべきと言っていたが、消費者保護の観点でも国際的な取組みは進んでいるのでそういう観点から見て欲しい。
- 資料の新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点で、「電気通信に関する一定の専門性が必須」とあるが、この専門性は具体的にどのようなものか。
- 総務省で消費者行政の観点で業務を行なおうとすると、産業の育成の観点があり難しいのではないか。逆に、新組織に移ってきたほうが消費者行政の観点で仕事をしやすくなるのではないか。

- 全国のパソコン利用者の多くが迷惑メールで苦しんでいるのになぜ止められないのか。通信事業者に対して遠慮があるのではないか。
- 今国会の提出中の改正法案でオプトイン方式を導入しているが、国際的にみて取り組みが遅い。
- ブロードバンドやモバイルの世界は日進月歩であり、消費者が利益を得るためには総務省はスピードを持って対応する必要がある。ブロードバンドは改善したが、モバイルはまだ問題がある。総務省は問題に気づいていると思うが、対応が遅い。対応が遅い場合は、新組織が勧告をできるようにすべきである。
- 総務省は総務省の所掌範囲で、経済産業省は取引の範囲で対応するのではなく、もっと全体の観点から消費者の利益になる法律なり基盤整備をする必要があるので、ぜひ協力して欲しい。
- 電気通信事業法の守秘義務が、電気通信による消費者被害救済の妨げとなっている部分がある。こういう問題を新組織から提起して解決していきたい。

(2) 金融庁より、金融商品取引法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律について、[資料2](#)に沿って説明。委員からの主な質問、コメントは以下のとおり。

- 金融庁ができて機動性が高まったことは評価している。ただ、業法の中で動いているのでそれが足かせとなっている。金融全体で見て、消費者の視点を更にもう一步踏み込むことが必要である。新組織ができると同時に、金融庁の中で、更に消費者の視点に沿った取組を進めて欲しい。
- 商品先物について、経済産業省の商品取引所法との関係は。
- 銀行、保険は消費者保護といっても、内容は健全性確保なので外に出すのは難しい。金融商品取引法は、消費者の取引を幅広く規定しているが、専門性が非常に高いので外に出しにくい。ただし、金融商品販売法はそれほど専門性がない。む

しる金融庁で所管しているので金融商品に限定されてしまうので、新組織に移管して、商品先物等に対象を広げるべき。貸金業法は事業法の形態をとっているが、金を借りる人の保護が鮮明であり、専ら消費者保護の視点から監督してもいいのではないか。

- 外為商品は単なるマネーゲームで本当に商品として必要なのかという疑問がある。自分の所掌の庭先だけが問題ないのではなく、他の役所にも声をかけ、皆で一緒に消費者被害予防に向けて取組むことが必要ではないか。
- 先ほどの説明で、金融商品については専門知識がないと相談や ADR 機能を果たせないとのことだが、現在いる相談員に対して研修を行なおうと思わないのか。また、現在、金融商品についてどこの部署で相談、ADR をしているのか。
- 各省庁の相談室も同様であるが、金融庁の相談室の問題点は、基本的に情報収集をしているだけであり、あっせんをしていないことである。
- 金融商品販売法は、ホップ、ステップ、ジャンプというホップの段階である。ステップが金融商品取引法である。ジャンプの段階で、これらを取りこんだものを作るのか、それとも金融商品販売法を移管するという考えもあるが、これについては今後も議論させていただきたい。
- 約 200 万人の多重債務者がいる。金融庁としては、貸金業者のことも考えないといけなかもしれないが、消費者サイドからみると多重債務者の数は異常であり、貸し方に問題があると思える。金融庁だと業者の意見を聞かなければならないので、新組織で貸金業者への規制をする方がいいのではないか。
- 消費者信用全体として、統一消費者信用法等を検討すべきではないか。
- 他の省庁においては、消費〇〇局のようなものがあるが、これはその省庁が消費者行政以外のことも多数やっており、ここが消費者行政をやっているということを PR するためにこのような名前をつけていると思われる。金融庁の場合は、全体が消費者行政をやっているというイメージなのか、それとも消費者行政を切り出してやっているのか。

- 貸金業法は、消費者金融も含めノンバンクを規制しており、非常に範囲が広範である。広範の範囲を一律に規制すると問題が発生するので、例えば、事業者向けと個人向けでわけたらどうか。
- 新しい組織において違法収益剥奪について検討したいと思っているので、振り込め詐欺の対策、偽造預金カードの法律等の情報を提供いただきたい。
- 最近はやっているイスラム金融は、ローンは認められておらず、リースなら認められているが、これに対する取り扱いはどうなっているのか。

(3) 内閣府より、消費者基本法、製造物責任法、消費者契約法、独立行政法人国民生活センター法、個人情報保護に関する法律、公益通報者保護法、食品安全基本法について、[資料3](#)に沿って説明。委員の主な質問、コメントは以下のとおり。

- 食品安全委員会について、現在では、うまく機能しているとは思えない。リスクコミュニケーションというが、科学的評価を行い、消費者と対話しているということなのであろうが、常に消費者とは行き違っており、決して消費者目線でのものではなく、消費者レベルではこの仕組みはわかりにくい。科学的というが、消費者が求めているのは、安全・安心である。
- 海外でも必ずしもリスク評価とリスク管理という二つの仕組みにわけているわけではないと思うが、それについてどう考えるか。また、効率、公正ということを主張されるが、事務局は厚生労働省や農林水産省の出向者で組織しており、外から見ると公平とは見えないのではないか。
- 消費者の参画がないことが問題。食品安全に関するリスク評価には、科学的知見が必要というが、消費者問題としての専門性もある。海外では、科学的評価を行った場合でも、消費者が参画できる仕組みが構築されている。また、「客観的かつ中立・公正に業務を遂行することが必要不可欠」というが、これは、消費者行政の新組織でもできることではないかと思うが如何か。
- 食品安全委員会の権限の中に、食品健康影響評価の結果に基づく勧告があるが、実際に勧告を行ったことはあるのか。また、委員会が「自ら行う勧告」の権限の

行使も少ないようであるが、これでは、リスク管理機関である厚生労働省と農林水産省からの評価要請を受けてリスク評価しているだけであり、消費者の声から取り上げられるものがないのではないかと。食品安全委員会ができないのであれば、新組織に移管して、できなかったものをやるという仕組みすればよいのではないかと。

- 消費者行政の新組織に移管された場合に、リスク分析手法を確実に実施に移す体制にないというが、具体的に何人が何をしてどのようにうまくいかないのか。それが新組織でやるとなぜできないのか。追加的に、事務局を含めて、委員会、専門調査会の体制をお示しいただきたい。

(4) 経済産業省より、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、割賦販売法、商品取引所法について、資料4に沿って説明。委員の主な質問、コメントは以下のとおり。

- 消費生活用製品安全法について、執行機関には、専門性が必要というのは理解できるが、例えば、パロマの事案は20年近く事故があったにも関わらず店ざらしにされたように、専門性が故に動きが鈍くなるのではないかと。また、対応が甘くなるのは、結局のところ、業を優先してしまうのではないかと考えてしまう。
- 事故が起きた際の報告義務について、「重大事故」に対する報告義務のみに罰則を課すという姿勢はいかがなものか。消費者から見れば、どんな小さい事故でも被害なのである。そのような姿勢では、結局は事業者寄りの姿勢ではないかとの見方もされるのではないかと。こういうことから考えれば、業の振興とは切り離して、新組織に移管すれば、もっと製品安全のための措置がやりやすくなるのではないかと。
- 全体で製品安全を図るというのは理解でき、事業者指導というのは事業者所管省庁でもいいと思うが、事故情報を集めるという部分とそれを判断する部分は、消費者の目線が必要と考えている。
- 塩素系の洗剤で事故があった時、「混ぜるな危険」という表示を緊急的に決めたことがあるが、これは純粋に「表示」の問題であったと記憶している。説明では、

家庭用品品質表示法は、標準化政策と密接不可分というが、本法は表示の問題であり、新組織に移管しても問題ないものと考えている。

- 新組織に移管または共管することの問題点として、家庭用品品質表示法は標準化政策と密接不可分であるというが、標準化政策は、農林水産省や国土交通省も行っているものであり、同じ省庁でやらなければならないというものではないはず。「物」を中心に物事を決めている事自体がおかしいのであり、消費者を中心にということではないか。
- 消費者が真に求めている表示を実現するには、経済産業省だけでは難しいと思う。
- 特定商取引法については、執行が重要な事務となる。説明では、ノウハウと地方の執行組織が執行にとって重要とのことであるが、経済産業省が持っている執行部隊が、本法とその他の法律を含めて、経済産業省所管法だけを扱っているのではもったいない。特定商取引法の執行部隊が、その他の法律も含め、消費者行政の新組織の執行の核になるようなことは考えられないのか。
- 製品安全の場合、技術面に理由があり、当該「物」所管部局との連携が重要であるという説明があったが、特定商取引法の場合は、法の執行に特長があるのであり、製品安全に関する法律のような問題が無く、新組織に移管しても良いのではないか。
- 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（預託法）を新組織に移管または共管することの問題点として、預託法についてのみ議論を行うことは適切でなく、出資法等の類似の法律とあわせて広く議論すべきとして反対されているが、「豊田商事」の事案のように、6省庁縦割であったことが問題であったのでもあり、その反省にたてば、消費者目線で新組織が執行すればいいのであり、それにこだわる理由はないのではないか。
- 預託法だけ切り離した場合、経済産業省として問題が生じるというものではないという理解でよいか。
- 割賦販売法については、統一的な消費者信用に関する法制の作成が必要との声もあるがどのように考えるか。

- 割賦販売法については、大幅な法改正案が出されており、大きな一歩である。しかしながら、消費者が望むものはまだまだ多い。業の振興に肩入れしているところもあるのではないか。消費者が望むところを実現するには、新組織に移管すべきではないか。
- 商品取引所法について、不当な勧誘の禁止の拡充等の利用者保護のための規制を整備したというが、国民生活センターに寄せられた商品先物関係のトラブルのうち、高齢者に対して「不招請勧誘」に関するものが多い。制度がうまく機能していないのではないか。関係の法律との整合性を図るというが、金融商品取引法との関係では、「不招請勧誘」に関する規定が欠けているがどう考えるか。
- 主婦や老人を食い物にする商品先物事件が後を絶たない。いつになったらこのような事件が無くなるのか。本来、プロ向けの仕組みである商品先物取引において、一般が巻き込まれることは、そもそも制度自体に問題があるのではないか。所管官庁にとっては、制度の維持が大前提であり、一般消費者に参加してもらわないと商品先物制度が維持できないとしか思えない。

以上

[文責：内閣官房消費者行政一元化準備室（速報のため事後修正の可能性あり）]